

国立音楽大学 研究データ管理・公開ポリシー

2026年2月19日

(趣旨・目的)

1. 国立音楽大学（以下、「本学」という。）は、「自由、自主、自律の精神を以て良識ある音楽家、教育家を育成し、日本および世界の文化の発展に寄与する」ことを基本的理念として掲げている。研究データを適切に管理・公開し、知の蓄積および新たな知の創出により文化の発展に資することを目的として、本学における研究データ管理・公開ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける研究データとは、本学における研究活動の過程において、研究者が収集または生成したあらゆるデータをいい、データ形式やデータの加工段階などは問わない。

(研究者の定義)

3. 本ポリシーにおける研究者とは、本学の教職員、学生等、本学における研究活動を行うすべての者をいう。

(研究者の権利と責務)

4. 研究者は、原則として自らが収集または生成した研究データの管理を行う権利と責務を有する。

(研究データの管理)

5. 研究者は、研究データの性質や研究分野の特性等を考慮したうえで、関連する法令、契約、倫理規範、本学の規程等に従って、研究データを適切に管理しなければならない。

(研究データの公開)

6. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、可能な限り研究データを公開するよう努めるものとする。

(管理・公開の支援)

7. 本学は、研究者による研究データの管理・公開のための支援環境を整備する。